

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	尾張旭市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/mynumber/dokujiriyou.html

執行機関名 尾張旭市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	尾張旭市福祉医療費助成条例(昭和48年条例第8号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		尾張旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第30号)別表第1 第1の項 尾張旭市福祉医療費助成条例(昭和48年条例第8号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	尾張旭市福祉医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、妊産婦、子ども、心身障害者等、母子家庭、父子家庭、父母のない児童、精神障害者及び指定難病の患者等の福祉の増進を図るため、医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		尾張旭市福祉医療費助成条例(昭和48年条例第8号) 尾張旭市福祉医療費助成条例施行規則(昭和52年規則第8号)